

保護者の皆様へ
(保育施設用)

富山市こども家庭部こども支援課

インフルエンザ罹患後の提出書類の変更について

～令和元年11月より「意見書」から『インフルエンザ治ゆ報告書』に変わります～

これまでお子様がインフルエンザに感染した場合、治って登所（園）を再開する際には、医師に「意見書」を記入していただく必要がありました。

しかし、今後は医師による「意見書」は不要とし、それに代えて保護者の方に、別紙「インフルエンザ治ゆ報告書」を記入・押印の上、提出していただくことになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お子様が『インフルエンザ』と診断されたら、保護者の方に 次のことをお願いします。

- ① 「インフルエンザ治ゆ報告書」の用紙を準備してください。
用紙は保育施設に備えてあります。富山市のホームページからも、ダウンロードすることができます。
- ② 裏面の記入例を参考に、保護者の方が必要事項を記載してください。
(医師に、記入していただく書類ではありません)
 - ・ インフルエンザの出席停止期間の基準は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでです。
 - ・ 解熱した後3日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登所（園）することはできません。
 - ・ 登所（園）を再開するに当たり診察が必要かどうかについては、医師の指示に従ってください。
- ③ インフルエンザがよくなり、登所（園）を再開する際に、「インフルエンザ治ゆ報告書」を提出してください。

